

医政発 0327 第 10 号
令和 7 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（通知）

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 26 号。別添 1 参照。）が本日公布され、また、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関（令和 7 年厚生労働省告示第 76 号。以下「市町村告示」という。別添 2 参照。）、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づく厚生労働大臣の指定する薬剤（令和 7 年厚生労働省告示第 77 号。以下「薬剤告示」という。別添 3 参照。）及び救急救命士法第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 78 号。別添 4 参照。）が本日告示され、いずれも本日から施行・適用されることとなりました。

これらの趣旨、内容及び留意事項等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これらを御了知の上、市町村告示において定める市町村の消防機関の職員である救急救命士が、医師の具体的な指示を受けて、心肺停止状態でない患者に対してエピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。）の投与を適切に実施できるよう取組を行うとともに、貴管下の医療機関、関係団体に対して周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正・制定の趣旨

令和 6 年度に開催した「救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ」において、あらかじめ自己注射が可能なアド

レナリン製剤を交付されていないアナフィラキシーの重度傷病者に対するエピペン®を用いたアドレナリンの筋肉内投与を、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置に追加することについては、まず、安全に実証を行う体制が整っている地域において先行的な実証を行い、その結果をもって、全国的な処置拡大について速やかに検討することとされた。これを受けて、厚生労働省において、令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急救命処置『アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与』の投与対象拡大に係る実施体制整備研究」研究班（研究代表者：坂本 哲也・帝京大学医学部救急医学講座 客員教授）の技術的助言を踏まえ、本実証事業に係る救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制、事後検証体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、医療関係者と消防関係者の協力を得て実証事業を実施することとした。

これを踏まえ、必要な法令の整備等を行った。

第2 改正・制定の内容

市町村告示において定める市町村の消防機関の職員である救急救命士が行う救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和8年3月31日までの間（当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間）、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条第1項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態ではない患者に対するエピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。）の投与とする（救急救命士法施行規則附則第5項、市町村告示及び薬剤告示関係）。

また、今般の改正・制定に伴い、法令上の「エピネフリン」の規定に係る趣旨を明確化するため、救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものを「エピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されている患者に対して当該製剤を投与する場合を除く。）」とする。

第3 実施時期

実証における当該処置の実施時期は令和7年12月31日までの間（当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間）とする。

第4 留意事項

当該行為は特定行為であることから、医師からの具体的な指示・指導体制の

充実、プロトコールに沿った実施、所定の知識の習得、事後検証体制の確立など、従来の特定行為と同様、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件であることに十分留意されたい。

具体的には、令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急救命処置『アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与』の投与対象拡大に係る実施体制整備研究」研究班（研究代表者：坂本 哲也・帝京大学医学部救急医学講座 客員教授）の作成するカリキュラムに基づき救急救命士に対して講習を実施し、当該研究班の定めたプロトコール、処置実施手順等に従って処置を実施する体制を確保すること。

以上

○厚生労働省令第二十六号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む）の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和八年三月三十一日までの間（当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間）、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤の投与とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

○厚生労働省告示第七十六号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第二十六号）の施行に伴い、及び救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の規定に基づき、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関
救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む）の消防機関は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 弘前地区消防事務組合消防本部
- 二 秋田市消防本部
- 三 五城目町消防本部

- 四 男鹿地区消防本部
- 五 湖東地区消防本部
- 六 山形市消防本部
- 七 最上広域市町村圏事務組合消防本部
- 八 さいたま市消防局
- 九 上尾市消防本部
- 十 埼玉県中央広域消防本部
- 十一 千葉市消防局
- 十二 市川市消防局
- 十三 木更津市消防本部
- 十四 君津市消防本部
- 十五 富津市消防本部
- 十六 浦安市消防本部
- 十七 袖ヶ浦市消防本部
- 十八 長生郡市広域市町村圏組合消防本部
- 十九 山武郡市広域行政組合消防本部
- 二十 東京消防庁
- 二十一 平塚市消防本部
- 二十二 藤沢市消防局
- 二十三 小田原市消防本部
- 二十四 茅ヶ崎市消防本部
- 二十五 秦野市消防本部
- 二十六 厚木市消防本部
- 二十七 伊勢原市消防本部
- 二十八 海老名市消防本部
- 二十九 大磯町消防本部
- 三十 二宮町消防本部
- 三十一 箱根町消防本部
- 三十二 湯河原町消防本部
- 三十三 愛川町消防本部

三十四	金沢市消防局
三十五	七尾鹿島消防本部
三十六	小松市消防本部
三十七	加賀市消防本部
三十八	かほく市消防本部
三十九	津幡町消防本部
四十	内灘町消防本部
四十一	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
四十二	白山市野々市広域消防本部
四十三	岡崎市消防本部
四十四	豊田市消防本部
四十五	西尾市消防本部
四十六	幸田町消防本部
四十七	衣浦東部広域連合消防局
四十八	堺市消防局
四十九	岸和田市消防本部
五十	豊中市消防局
五十一	池田市消防本部
五十二	吹田市消防本部
五十三	泉大津市消防本部
五十四	高槻市消防本部
五十五	貝塚市消防本部
五十六	大阪南消防局
五十七	和泉市消防本部
五十八	箕面市消防本部
五十九	忠岡町消防本部
六十	泉州南消防組合泉州南広域消防本部
六十一	豊岡市消防本部
六十二	美方広域消防本部
六十三	南但消防本部
六十四	奈良市消防局
六十五	生駒市消防本部
六十六	奈良県広域消防組合消防本部
六十七	和歌山市消防局
六十八	備北地区消防組合消防本部
六十九	萩市消防本部
七十	下松市消防本部
七十一	美祢市消防本部
七十二	周南市消防本部
七十三	光地区消防組合消防本部
七十四	宇部・山陽小野田消防局
七十五	大分市消防局
七十六	由布市消防本部
七十七	宮崎市消防局

○厚生労働省告示第七十七号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第二十六号）の施行に伴い、及び救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の規定に基づき、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の厚生労働大臣の指定する薬剤は、エピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。）とする。

○厚生労働省告示第七十八号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（平成十七年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エビネフリン（エビネフリンを自ら注射するための製剤を交付されている患者に対して当該製剤を投与する場合を除く。）とする。	1 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エビネフリンとする。